

ロシア連邦大統領令

ロシアの農産物納入についての対外貿易契約に関する決済の特別な手順について

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」、2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」および2022年3月18日付第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」に定める諸措置に加え、以下を決定する：

1. 対外活動参加者である居住者が外国の買手との間で取引所取引において締結したロシア農産物納入についての対外貿易契約に関する決済が行われる際は、「Z型」ルーブル特別口座および「Z型」外貨特別口座を利用することができるものとする。対象となる農産物の一覧は、ロシア連邦政府が承認する。

2. 「Z型」ルーブル特別口座および「Z型」外貨特別口座は、2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「外国為替規制および外国為替管理について」にしたがって公認銀行とされる金融機関によって、外国の買手の申請にもとづいて開設される。

3. 公認銀行は、外国の買手の代理人の立会なしに「Z型」ルーブル特別口座および「Z型」外貨特別口座を開設することができる。公認銀行は新たな顧客となる外国の買手、その代理人、その受益者、実質的支配者の本人確認を、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」および同法に則って採択されたロシア連邦中央銀行の規準文書の要求にしたがい、その際の状況下でアクセス可能な文書とこれらの者の情報にもとづき、そうした顧客に「Z型」ルーブル特別口座および「Z型」外貨特別口座を開設した日から45日以内に行う。

4. ロシア農産物納入についての対外貿易契約に関する決済とは関係がない外国の買手の債務の履行の一環として、「Z型」ルーブル特別口座および「Z型」外貨特別口座でのオペレーションを停止したり、これらの口座にある資金を凍結したり引き出したりしてはならない。ただし、ロシア連邦税法典および2018年8月3日付連邦法第289-FZ「ロシア連邦における関税規制およびロシア連邦の若干の法律の改正について」に定められている場合についてはこの限りではない。

5. 外国の買手は、「Z型」外貨特別口座に外貨建てで送金を行う。同口座に外貨が入金されたのち、外国の買手はその外貨を公認銀行に売却するか、または公認銀行の規則に定められた手順により、取引所取引で外貨を売却するよう同行に依頼する。公認銀行は当該の外国の買手の「Z型」ルーブル特別口座に金銭をルーブル建てで入金し、買手からの依頼書と取引所取引において結ばれた契約の登記簿の抜粋にもとづき、入金されたルーブル建ての金銭を対外経済活動参加者である居住者の口座に送金する。

6. ロシア連邦中央銀行取締役会に、「Z型」ルーブル特別口座の取扱い条件と「Z型」外貨特別口座の取扱い条件を定める権限を与える。

7. ロシア連邦政府は、本大統領令第1項に則り30日以内に農産物の一覧を承認する。

8. ロシア連邦中央銀行取締役会は、10日以内に本大統領令第6項に定める権限を執行するために必要な決定を採択する。

9. 本大統領令に定めるロシア連邦中央銀行取締役会の決定は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にしたがって公表されるものとする。

10. 以下のように、公式の解説を行う権限を与える：

a) ロシア連邦中央銀行に－「Z型」ルーブル特別口座の取扱い条件と「Z型」外貨特別口座の取扱い条件の適用に関する問題および本大統領令にしたがったこれらの口座を利用する際の決済に関する問題について；

b) ロシア連邦農業省に－本大統領令第1項に則りロシア連邦政府が承認した一覧に記載されたロシアの農産物に関する問題について。

11. 公認銀行に対し、10日以内に本大統領令第5項に則り規則を定めるよう勧告する。

12. 効率的な国家運営およびコーポレートガバナンス、特定の事業主体の活動の財政的安定の確保、租税公課の制定、導入および徴収に係わる法的規制の改善のため、2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」第4条の2にしたがい、ロシア連邦民法典第575条第1項第4号、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第32条の2第1項第4段落、第81条第1項および第1項の1、第82条から第84条まで、1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」第45条第1～6項までの規定は、ロシア連邦政府からの提案にもとづきロシア連邦大統領の特別決定が定める組織が行う取引（オペレーション）には適用されないものと定める。

13. 本大統領令は、2023年11月1日に発効する第1～11項を除き、その公布の日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン
2023年8月8日
第589号